

みや わか

市議会だより



3月定例会

会議結果及び賛否の分かれた議案	2~3
平成28年度予算及び平成27年度補正予算	4
各常任委員会報告	5~7
市長報告	7~8
訂正とお詫び	8
一般質問	9~14
政務活動費の廃止について	15
まちの話題、編集後記	16



審議結果報告

3月定例会

議案番号	議案名	議決内容
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	全員賛成 同意
議案第1号	民事調停の申立てについて	全員賛成 可決
議案第2号	宮若市行政不服審査会条例の制定について	全員賛成 可決
議案第3号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第4号	宮若市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第5号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第6号	宮若市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数 可決
議案第7号	宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第8号	宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第9号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第10号	宮若市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第11号	宮若市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第12号	連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について	全員賛成 可決
議案第13号	宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更について	全員賛成 可決
議案第14号	市道路線の廃止について	全員賛成 可決
議案第15号	平成27年度宮若市一般会計補正予算(第3号)について	全員賛成 可決
議案第16号	平成27年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全員賛成 可決
議案第17号	平成27年度宮若市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	全員賛成 可決

議案番号	議 案 名	議決内容
議案第18号	平成27年度宮若市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	全員賛成 可決
議案第19号	平成27年度宮若市水道事業会計補正予算(第3号)について	全員賛成 可決
議案第20号	平成28年度宮若市一般会計予算について	賛成多数 可決
議案第21号	平成28年度宮若市国民健康保険特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第22号	平成28年度宮若市後期高齢者医療特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第23号	平成28年度宮若市住宅新築資金等特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第24号	平成28年度宮若市簡易水道事業特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第25号	平成28年度宮若市公共下水道事業特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第26号	平成28年度宮若市吉川財産区特別会計予算について	全員賛成 可決
議案第27号	平成28年度宮若市水道事業会計予算について	全員賛成 可決
議員提出議案 第1号	宮若市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について	全員賛成 可決
議員提出議案 第2号	監査請求に関する決議	賛成多数 可決

議案番号	件 名	議決内容
27請願 第3号	TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する請願書	継続審査

◆賛否の分かれた議案

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
氏名	川口 誠	寶部 勝	藤嶋 厚	遠藤 嘉昭	中島 健三	間地 陸人	神谷 喜久雄	安永 友則	茅野 勝	吉野 英史	中尾 ハギ子	萩本 広房	安河 英幸	染矢 正次	吉崎 順一	谷口 重隆	弓削田 敬
議案名																	
議案第6号	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
議員提出議案第2号	○	○	×	退席	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	○	○

※ 議員提出議案第2号は、賛否同数のため、議長の裁決権により、可決となっています。

■平成 27 年度補正予算

補正予算については、左記のとおりとなっています。
主に年度末までの見込み額の確定に伴うものです。

全員賛成で可決

		補正前の額	補正後の額
一般会計		175 億 2,294 万 1 千円	175 億 255 万 2 千円
特別会計	国民健康保険	42 億 6,565 万 4 千円	43 億 9,809 万 1 千円
	簡易水道事業	1 億 486 万 5 千円	1 億 430 万 2 千円
	公共下水道事業	7 億 4,677 万 2 千円	7 億 3,792 万 2 千円
水道事業 (収益的支出)		5 億 3,669 万 4 千円	5 億 3,088 万 8 千円

■平成 28 年度予算が決まる

平成 28 年度の各会計予算は、予算審査特別委員会（委員長 弓削田敬議員）を 17 名の議員で設置し、さらに、所管別に分科会を設け審査を行いました。委員会での審査結果は、一般会計は賛成多数、他の会計については、全員賛成で可決しました。

会計名	28 年度予算額	27 年度予算額
一般会計	159 億 9,305 万 1 千円	173 億 7,438 万 2 千円
国民健康保険	40 億 237 万 9 千円	39 億 7,103 万 6 千円
後期高齢者医療	4 億 1,518 万 8 千円	4 億 4,391 万 2 千円
住宅新築資金等	391 万 3 千円	392 万 2 千円
簡易水道事業	1 億 118 万 6 千円	1 億 486 万 5 千円
公共下水道事業	7 億 4,166 万 1 千円	7 億 4,677 万 2 千円
吉川財産区	121 万 3 千円	121 万 3 千円
水道事業会計	28 年度収益的支出額	27 年度収益的支出額
水道事業費	5 億 7,601 万 5 千円	5 億 3,669 万 4 千円



委員長 茅野 勝

宮若市行政不服審査会条例の制定について

これは、行政不服審査法が公布されたことに伴い、宮若市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものです。

主な質疑として、「本市において、不服申し立ての実態は何件あるのか。」との質問に対し、「情報公開に関する不服申立は、平成24年度が1件、25年度が4件、26年度が4件、27年度が今のところ0件である。個人情報に関する部分は26年度のみ2件で、後はあっていない。」との回答がありました。

また、「委員の構成はどうするか。」との質問に対し、「委員構成は、国では法律の専門家などが想定されて

いる。本市は、弁護士、司法書士、税理士の3名で検討している。」との回答があり、「弁護士は顧問弁護士なのか。」との質問に対し、「顧問弁護士ではない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

これは、定住奨励金の対象となる土地及び住宅の取得期限の延長を行うため、宮若市定住促進条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「定住奨励金を交付することにより、経済効果はどれだけあるのか。」との質問に対し、「平成21年度から交付を開始し、平成27年度の見込み額まで含めて、累計1,639件で1億1,231万円程度交付している。このうち、45%は社会資本整備総合交付金を充当しているもので、実質的な市の負担は6,177万

円程度である。これ対して、平成27年度の奨励金交付世帯の1世帯当たりの平均住民税が20万6千円であるので、これに件数を掛けて、累計住民税相当額は3億3,763万円程度であり、差引、2億7,586万円程度の税収的な効果があったと考えている。その他、波及効果として、水道事業の加入者の増加、地域経済や商業施設の活性化などがあげられる。」との回答があり、これに対して、「市が負担する費用は、家賃補助だけではない。幼稚園や保育園の経費、貴方達の人件費などもある。市民が一人増えるのとだけだけの経費がかかるのかも精査しておかなければいけない。」との意見がありました。

全員賛成で可決

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

これは、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものです。

主な質疑として、「今回の改正で職員の勤務時間や休暇等は変更になるのか。」との質問に対し、「今回の改正は、根拠法の引用部分が変わっただけで、内容的に変わったところはない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市職員の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市職員の一般職の給与に関する条例について一部改正するものです。

主な質疑として、「人件費の総額はいくらか。また、どう推移しているのか。」との質問に対し、「平成27年度で臨時を含めて26億6,900万円程度である。平成18年度から比較すると、職員数が減ってきている部分もあり、2億5千万円程度減っているが、ここ数年は、ほぼ横ばいである。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、宮若市税賦課徴収条例について一部改正するものです。

全員賛成で可決

連携中枢都市圏北九州市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について

これは、地方自治法に規定する連携中枢都市圏の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について、同法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「費用負担はあるのか。」との質問に対し、「中心都市である北九州市は、国から交付税等が入るため、費用負担については、北九州市と協議の中で現状ではない。」との回答があり、「交付税等はいくら入るのか。」との質問に対し、「中心である北九州市には普通交付税が圏域人口75

万人の規模で約2億円、特別交付税は約1億円である。近隣市町は取組に応じて上限が1,500万円の特別交付税がある。」との回答がありました。

全員賛成で可決

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

これは、行政不服審査法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行うものです。

主な質疑として、「審査請求者はわかるが、参加人はどのような権限があるのか。どのような人が該当するのか。」との質問に対し、「法律上は、利害関係人という定義である。行政の下した行為に不服があるとき、審査請求者だけではなく、利害関係のある人がいる可能性がある。そのような方が、参加人となる。権限は当事者と同じであるが、審査請求の撤回の権限だけは、審査請求者のみとなる。」との回答がありました。

全員賛成で可決

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

これは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするものです。

全員賛成で可決



委員長 弓削田 敬

宮若市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、宮若市保育の必要性の認定に関する条例について一部改正するものです。

全員賛成で可決

宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更について

これは、宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の負担金にかかる組合市町の負担割合を、平成33年度以降それぞれが3分の1となるよう段階的に変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

全員賛成で可決

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

これは、学校教育法等の一部が改正され、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、関係条例中に義務教育学校等の規定を追加するものです。

全員賛成で可決

民事調停の申立てについて

これは、支払いの意思がない滞納者8名に対し、民事調停を申立てるものです。

主な質疑として、「滞納金額は、前年と比べて減っているのか。」との質問に対し、「滞納繰越分は年々減ってきているので、全体的には減少している。」との回答がありました。

全員賛成で可決

宮若市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

これは、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行による下水道法施行令の一部改正に伴い、宮若市下水道条例について一部改正するものです。

全員賛成で可決

市道路線の廃止について

市道路線を廃止するため、道路法第

10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑として、「旧道の部分については、今後どのようにするか。」との質問に対し、「今後、関係課と現地を調査し、補修、修繕箇所を把握し、県に要望をあげ、協議していきたい。その協議が整えば、移管になってくる。」との回答がありました。また、「その際は、現地視察した時に気づいた池の法面も調査してもらいたい。」との意見がありました。

全員賛成で可決

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

これは、行政不服審査法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行うものです。

主な質疑として、「今まで異議申し立てがあったか。」との質問があり、「市営土地改良は10年以上行っていない。その間、異議申し立てはあっていない。」との回答がありました。

全員賛成で可決

市長報告

◆市長報告 1

宮若市人口ビジョン及び宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念にのっとり、急速な少子高齢化の進展や人口減少等の課題に一体的に取組むため、平成31年度までを計画期間とする宮若市人口ビジョン及び宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取組んできました。

策定にあたり、庁内に「宮若市まち・ひと・しごと創生本部」や職員等で構成する専門部会を組織する一方、外部組織として大学教授や誘致企業、地元商工業団体等で構成する「宮若市まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置し、市民や市内従業員を対象としたアンケート調査を行うとともに、12月21日から1月19日までパブリックコメントを実施しました。

宮若市人口ビジョンでは、2060年を2万2,304人とする目標を設定し、その人口ビジョンを実現するた

めの具体的なプランとなる宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、企業誘致の推進や雇用の創出など、国が掲げる4つの基本目標を踏まえた施策のほか、本市独自の基本目標として、西鞍の丘総合運動公園芝生フィールドや光陵グリーンパークのスポーツ施設を活用した交流人口の創出に取組むことを掲げています。

◆市長報告 2

(仮称) 私立宮若国際高等学校の開設に関する進捗状況について

昨年7月31日に、INGアカデミー宮若国際高等学校設立開校準備室から福岡県知事(私学振興局)に対して、「(仮称) 私立宮若国際高等学校」の設立認可申請されました。

これを受けて、昨年10月の福岡県私立学校審議会に、本申請の内容が付議され、その後、具体的な審査ヒアリングが進められる中、開校準備室の代表者が健康上の都合により交代されるなどの事情により、審査が一時中断して遅延する事態が生じたとのことです。

このため、本件の審議が予定されていた本年1月の福岡県私立学校審議会

には付議されず、現段階では、一次審議の答申がなされるには至っていないという状況です。

本市として、高等学校の新設は、市勢の振興に寄与するものとして歓迎するところでしたが、認可手続が当初の予定より遅滞していることにより、目標とされている平成29年4月の開校に向けたスケジュールへの影響も甚だ大きいことが懸念されるところです。

◆市長報告 3

民事調停の報告について

平成27年6月定例議会において議決を得ました民事調停対象者6名については、1名が申立て前に納付されたため、残りの5名に対し、直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、4名が申立て後に納付されました。残る1名については、調停に出席せず不成立となったため、福岡地方裁判所直方支部へ明渡し訴訟の申立てを行い、勝訴の判決を得ましたが、滞納分を納付されたため、住宅明渡しの強制執行については保留しています。

次に、平成27年9月定例議会におい

て議決を得ました民事調停対象者4名については、3名が申立て前に納付されたため、残りの1名に対し、直方簡易裁判所に民事調停の申立てを行ったところ、申立て後に納付されています。

◆市長報告 4

宮若市中心拠点整備基本計画の策定について

宮若市中心拠点整備基本計画の策定に当たっては、昨年度策定した宮若市中心拠点整備基本構想及び本年度実施した市民アンケート調査の結果等を踏まえ、庁内に設置した宮若市中心拠点整備推進本部において素案を作成し、議会に設置された中心拠点施設整備調査特別委員会や学識経験者、各種団体の代表者等で組織される宮若市中心拠点整備推進協議会において意見を聞いてきました。

その後、本年1月14日から2月12日までパブリックコメントを実施するなどの手続を経て、本計画を策定してきています。

本計画は、新庁舎に期待される役割や新庁舎建設の基本的な考え方を示すとともに、中心拠点整備の基本方針や

ゾーニング、また新庁舎の規模や配置計画等について位置付けを行っていきます。

なお、「宮若市防災拠点施設基本構想」に基づき、財源的に有利な緊急防災・減災事業債の期限が平成28年度までであることから、先行して防災拠点施設の整備を進めてきたところですが、当該事業債の期限が延長される可能性が高いことから、改めて検討を行い、新庁舎と防災拠点施設を一体的に整備することがより合理的であるとの結論に達し、本計画では、新庁舎と防災拠点施設を一体化した計画としています。

今後は、本計画に基づき、平成28年度に予定しています基本・実施設計において、詳細な検討を進めていきたいと考えています。



小中一貫教育校通学の様子
(提供：写真同好会)

[みやわか市議会だよりの訂正とお詫び]

2月1日発行のみやわか市議会だより45号P8で「龍徳区内への食鳥処理加工工場の建設を求める請願書」と記載していましたが、正しくは「龍徳区内への食鳥処理加工工場の建設の中止を求める請願書」です。また、同じくP8の龍徳区内への食鳥処理加工工場の建設を求める請願書の請願の趣旨の上から5行目の「地元地元同意」と記載していましたが、正しくは「地元同意」です。訂正してお詫びいたします。

宮若市議会広報調査特別委員会

障がい者支援について。



梁矢 正次

問 ヘルプカードの普及促進について。

答 市長

ヘルプカードは、援助や配慮が必要であることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的にしたカードであり、都道府県単位では東京都に次いで福岡県が2番目に作成しており、今年1月に県下市町村に窓口配布の依頼があつているところです。

本市においても、障害者福祉係の窓口、ハートフル、パレット、リコリス及び中央公民館に配架するとともに、市内の相談支援事業所

にも配布し、周知を図っています。

今後は、対象者への周知だけでなく、一人でも多くの市民の皆様へヘルプカードを認識してもらおうよう4月の広報誌への掲載を始め、ホームページ等で周知し、普及促進を図っていきます。

図書館の利用促進について。

問 読書通帳の導入で読書意欲を高める取組を。

答 教育長

自分の読書の記録を残すことは、読書習慣を身に付け、読書生活をより豊かにしていくために、大変意義のあることだと考えています。

質問の読書通帳は、銀行のATMのような専用端末に通帳を通すと、自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記

録できる仕組みで、読書意欲を高める効果的な方策の一つであると認識しています。

この読書通帳を導入するに当たっては、記録を行うための機器の整備や図書システムとの連携に相当の費用が必要となります。また、読書通帳と類似した取組も他の自治体で行われていますので、貸し出した本の記録を残す仕組みについて、今後、研究したいと考えています。

なお、図書館は、読書への意欲付けの契機となるよう、時々話題に即した本の展示や広報「宮若生活」での新刊案内等、読書活動の充実を図るための取組を行っています。

今後も市民の皆様にも、更に読書に対する興味を持ってもらえるような事業展開を図っていききたいと考えています。

若宮地区の中学校、小学校の再編による通学手段のスクールバスについて伺う。



中尾 ハギ子

問 スクールバスの進捗状況は。

答 教育長

宮若西中学校区の小学校再編に伴う通学手段の確保については、宮若市学校等整備計画において、安全な通学体制の確保と再編による通学の負担を軽減するため、スクールバスを運行するように計画しています。

このスクールバスの運行については、保護者や学校長で組織した宮若西中学校区再編準備委員会において協議を行い、実際に現地を確認しながら、運行路線と乗降場所の検討を行ってまいりました。

その結果、市で10台

のマイクロバスを購入し、10路線で運行するよう計画しています。

今後は、この準備委員会でも検討した内容をもとに、警察等の関係機関と協議を行い、運行路線や乗降場所を正式に決定していきます。

問 宮若西中学校区の小学校5校の生徒数とスクールバスの利用者数は。

答 学校教育課長

平成28年度の児童数ですが、約530名です。スクールバスを利用される人数ということですが、約530名の児童の内、推計で300名弱の児童が利用するのではないかと考えています。

問 スクールバスを利用する基準等はあるか。

答 学校教育課長

基準は、基本的に小中一貫教育校を中心に、1・5キロ以上の児童を対象にスクールバスの利用を考えています。

問 国・県から補助金を活用するが制約があるのか。一般の方の利用はできるのか。

答 学校教育課長

学校教育の一環として活用は可能です。ただし、補助金の趣旨から通学時間以外の時間帯に限るなど、通学の支障の出ないようにしなければなりません。

一般の方の利用は、諸手続を行えば可能ではないかと考えています。

しかし、基本的には児童等の通学が最優先されますので、教育委員会としては、市民の方との混乗は、現在予定はしていません。

地域自治会組織の維持、存続について伺う。



萩本 広房

問 今後、行政としてどのような取組が考えられるか。

答 市長

自治会は、それぞれの地域住民の交流、環境美化や防犯灯の設置・維持管理を始めとする地域課題への対応などの地域自治活動を行う組織であり、本市の地域コミュニティ活動の中心となるものです。行政の取組としては、自治会長会との連携により、自治会活動の課題について情報共有を図るとともに、各自治会の円滑な運営のために、財政面での支援として「地域自治振興助成金」の交付を行っており、今後も引き続き、自治会活動の支援を行ってまいります。

問 自治会への加入推進について。

答 市長

現在の自治会を取り巻く環境としては、高齢化の進行とともに、加入世帯が減少しており、今後の継続的な活動について課題が生じています。

現在、自治会加入の取組としては、本市の広報に加入促進の記事を掲載するとともに、自治会長会と共同で作成した加入促進チラシについて、他の行政情報と併せた転入者への配布、又は定住奨励金対象者等への配布を行っているところですが、今後自治会長会等と協議を行いながら、効果的な自治会加入促進を進めてまいります。

問 施政方針では、平成28年度から2箇年で、平成30年度から10年間の第2次宮若市総合計画の策定をうたわれています。また、地

域が自立し、協働のまちづくりという項目では、地域コミュニティの形成は、自治基本条例に基づく、職員地域担当制度の拡充ということも掲げています。10年前、第1次宮若市の総合計画策定時に実施された地域コミュニティへの活動参加、また、事業に参加することを柱とした意識調査をしています。今回、第2次の総合計画策定においても、同様の内容を精査したアンケート調査等を行い、これから設置が完了するであろう地域担当制度が十二分に、その時点から機能を発揮されて、今以上に地域自治会との関係を深めて、よきパートナーであり、行政がよりよきアドバイザーとして地域コミュニティの発展に努める旨、総合計画に盛り込んでもらいたく、厚く要望します。

宮若市情報公開条例について。



安永 友則

問 開示請求の状況について。

答 市長

過去3年間の開示請求の件数は、平成24年度が34件、平成25年度が62件、平成26年度が39件となっています。

問 非開示の件数とその理由について。

答 市長

件数について、平成24年度は非開示が無く存在が14件、平成25年度は不在を含めた非開示が25件、平成26年度は不在を含めた非開示7件となっています。その理由は、請求の対象となる情報に個人情報が含まれていることや開示することにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす

情報など、本条例第5条各号に列記された適用除外情報に該当することにより非開示としています。

問 開示・非開示についての問題点。

答 市長

開示請求に対する決定は、本条例に基づき適切に事務処理を行っていることから、特段の問題は無いと認識しています。

若宮総合支所について。

問 総合支所としての機能を果たしているか。

答 市長

若宮総合支所は、平成27年度から総務部市民課市民福祉グループとして、支所長以下10名の職員と窓口委託職員4名の計14名で、本庁との連絡調整、戸籍や住民基本台帳、税や国民健康保険、年金、

高齢者・障害者等福祉、介護保険に関すること、又、水道や市営住宅、農業委員会等の取次ぎ等の業務を行っています。

問 合併時からの総合支所の状況と現在に至った経緯と現状の問題点。

答 市長

合併の時点では、4課12係と教育委員会の3係で合計55名の職員を配置していましたが、農業振興部門、観光部門及び教育部の業務は平成19年度から、土木等の部門は平成22年度から本庁へ移し、平成23年4月の若宮コミュニティセンターの供用開始からは市民課の1課2グループ支所長以下11名の職員と窓口委託職員3名の計14名の職員体制とし、現在では1課1グループ体制で業務を行っています。

行政運営について伺う。



弓削田 敬

問 各部で、2部課以上に係る事業等はどれくらいあるのか。

答 市長
行政運営全般において、複数の部や課との連携が必要となる事業は多岐にわたり、例えば小中一貫校である若宮小学校と宮若西中学校の建設や光陵団地及び東部総合運動公園整備等のハード事業においては、関係する部や課での連携のもと、事業を進めています。

また、ソフト事業としては、各行政分野に関する基本計画の策定や昨年の10月に施行された番号法に基づく制度運用に向けた関係課

による内部組織の立上げなど、必要に応じ各部、各課での連携を図りながら事務事業の取組を進めています。

問 東部総合運動公園の整備は、専門職の張り付けが必要ではなかったのか。

答 社会教育課長
技術的な部分は、専門職の必要性を感じています。ただし、産業建設部に担当してもらい、極力現場で、施工業者、社会教育との協議に入ってもらい、連携を図りながら工事を進めている状況にあります。

問 そういった事案は、どのくらいあったのか。

答 土木建設課長
業務委託等は、平成

26年度には、10件、平成27年度には、15件程度の業務委託等を受けています。

問 学校建築や公園、住宅団地整備など一過性な事業は、技術系の職員などを集めた専属的な集団が必要でないのか。

答 総務部長
具体的な工事は、事務系の職員より技術系の職員がウエイトを占める部分は多々出てきますが、現行の体制の中で、専属的に職員を割けるのかという懸念もあります。どういう体制が一番効率的に行政運営をできるかは、常々検討はしていかなくてはならないと思いますが、現状では、連携を密にとりたいと考えています。

若宮小学校跡地の活用について。



吉野 英史

問 歴史資料館の候補地としてはどうか。

答 教育長

若宮小学校については、本年4月より、宮若西中学校とともに小中一貫校として新しい校舎に移転をします。が、平成29年4月には、宮若市学校等整備計画に基づき、若宮小学校を含めた宮若西中学校区の小学校を再編するようになっています。

それぞれの小学校跡地の利活用については、学校等整備計画に基づき、地域住民の意向を十分聞きながら協議・検討を重ねていき、全市的な視野と幅広い視点から、時代のニーズにあった有効活用を図

ることとしています。

このようなことから、すべての小中学校跡地の利活用については、庁内に学校跡地検討委員会のような組織を設け、全庁的に検討していきたいと考えています。今のところ若宮小学校跡地については、歴史資料館としての活用は考えていません。

問 市制施行10周年記念事業として、若宮八幡宮三十六歌仙絵の里帰り展示がハートフルであったが、本市の文化財について、他にどんなものがあるのか。

答 社会教育課長

文化財は、有形の仏像や絵画などの文化財、無形の踊りや歌などの文化財があります。その中で特に大切に保護しなければならぬものを指定して指定文化財

としています。

本市内の指定文化財は、国指定文化財で竹原古墳、県指定文化財で木造如来型坐像等の仏像関係で8件、市指定文化財で15件、合計24件の指定文化財があります。

問 これら文化財を市民の財産として資料館で改めて展示すべきではないかと思うが、学校施設等を大規模改造して、歴史資料館にした例がないのか。

答 社会教育課長

近隣では福智町が埋蔵文化財センターとして跡地利用していると聞いています。この埋蔵文化財センターは、主に発掘による出土品、土器等の出土品を管理するもので、温湿度の管理等がないような施設です。

市有地の管理状況について伺う。



神谷 喜久雄

問 市道、歩道等の管理体制について。

答 市長

管理体制については、市内全域の市道等に対して、道路パトロールを基本とし、職員の公用車の運転中や、通勤時に危険箇所を発見した場合、土木建設課へ情報提供するよう、周知しています。

また、地元自治会からの要望の中で、緊急性の高い箇所については、職員による応急的な補修を始め、委託業者による整備や、維持工事等に対応しています。今後とも、適切な市道、歩道等の維持管理に努めていきたいと考えています。

問 遊休土地の活用方針、今後の管理状況について。

答 市長

公共用地として利活用計画がない遊休市有地については、それぞれの土地の面積や形状、立地条件等を考慮し、売却・貸付け等による有効活用を図ることとしており、それまでの状況に応じた管理を行ってまいります。

施政方針（個性豊かな快適生活のまちづくり）について。

問 市営住宅長寿命化計画について。

答 市長

市営住宅長寿命化計画については、国の策定指針に基づき市営住宅の予防保全的な観点から修繕や改善の計画

を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的に、計画期間を10年間とし、平成24年3月に策定しています。

本計画においては、市営住宅の供給目標を1,000戸程度と定め、維持管理団地と建替団地の選定を行い、維持管理団地については、市営住宅の長寿命化を促進するため、国の交付金を活用し計画的な改修を実施しており、建替対象とする団地については、入居の募集を停止し用途廃止による戸数の減少を図っています。

平成28年度予算では、維持管理団地の位置付けをしている、陽の浦団地の外壁改修工事費、新成団地の外壁調査費を計上しています。

本市の農業施策について。



吉崎 順一

問 農業観光振興センターについて。

答 市長

同センターについては、第1次宮若市総合計画後期基本計画において重点施策「特産品の販売促進施設の整備」として掲げ、平成25年度に農業観光振興センター整備検討会議を立ち上げ、既存の施設であるドリウムホールをリニューアルする形で整備基本計画を策定しています。

これを踏まえて、平成26年度に基本設計を策定しており、平成27年度には実施設計を行う手順で計画を進めてきましたが、用地取得やリニューアルによ

ない方法もあるのではないかなど意見があったことなどから、一定期間をかけて計画の見直し・検討を行い、より良い施設整備を行うっていくこととしていきます。

問 特産品について。

答 市長

特産品についても重点施策として掲げまして、特産品開発等に取組み組まれている宮若じまん振興会への支援等の取組を進めています。

平成28年2月末現在、宮若じまん振興会が認定している商品は56品であり、生産者直売所での販売の他、イベントや催事販売、ギフトセット、インターネットを利用した販売が行われている状況です。

また、本市へふるさと納税を行った方への

返礼品のメニューの中にも認定商品を加えています。

問 農産物ブランド化について。

答 市長

本市の主要産業でもある農業については、競争力向上に向け、付加価値の高い特産品などの開発や農産物の販路拡大による収益力向上が必要と考えています。

宮若産の米やトルコギキョウ等については、市場においても高い品質が認められており、今後も、宮若ブランドの確立を図るため、福岡県やJA等との関係機関、団体とともに、商工や観光も含めた連携を行い、販路拡大に努めていきたいと考えています。

人口減少に直面した今日、本市としての子育て支援全般について伺う。



安河 英幸

問 今般、国勢調査の速報が発表され、本市の人口は減少したがこの結果をどうとらえるか。

答 市長

平成28年2月26日に発表された平成27年の国勢調査に係る速報値によると、国の人口は、1億2,711万人と、前回調査から94万7千人の減少となっています。これは、国勢調査開始以来、初めての人口減少ですが、東京都や愛知県などは人口が増加となり、福岡県においても、510万人と3万人の増加となっています。

前回調査の3万81人から1,977人の減少となり、6・57%の減少率となっています。今後は、このような人口の現状や動向、その要因について分析していくとともに、今年度に策定した宮若市人口ビジョン及び宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、地方創生への取組を宮若市全体で推進していきます。

問 全国的に人口減少の中、少子化対策で大切なものは子育て支援と考えるが、一歩踏み込んだ子育て支援の考えはないのか。

答 市長

昨年度に、計画期間を平成27年度から平成31年度までとする宮若市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

計画策定に当たっては、就学前児童が世帯員となっている全ての子育て世帯に対してアンケート調査を実施し、分析の結果から把握した「市民ニーズ」と、それに対する「実施すべき事業量」を定めています。

本計画には、多岐にわたる子育て支援策を盛り込んでいますが、新年度は市民ニーズの高かった幼児保育事業、要望が多かった学童保育事業における夏期休暇中のみの利用に取り組むこととし、保護者の子育てと就労の両立を総合的に支援することとしています。

今後、本計画に位置付けた施策の実施に努め、行政、関係機関、地域及び家庭が相互に連携を深めながら、子ども・子育て支援策を推進していきたいと考えています。

介護保険について。



藤嶋 厚

問 要支援1、2に対する介護保険からのサービスが市町村に移行されるがその対策について。

答 市長

平成26年の介護保険制度の改正では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスのほか、介護予防、医療、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するために必要な見直しが行われていきます。

所介護について、市町村において既存の介護事業者によるサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスが提供されることにより、利用者が、これまでに以上にサービスを選択することができるよう、平成29年度までの経過措置期間が設けられています。

ス低下に繋がらないよう事業実施に向け取組んでいきたいと考えています。

問 緩和した基準によるサービスとは、多様なサービスも選択の中に含まれるということなのかなどの範囲の中に入るのか。

答 民生部次長

今後の総合事業の中においては、介護保険の認定を受けなくても、チェックリストの実施等で必要と認められたサービス事業者も、総合事業の範囲に入ります。そういう方は、必ずしも専門的サービスによらずに対応できるケースも出てくるので、そういう方に対してのサービスをこれから提供していくようになることで、緩和されたサービスという言葉を使っています。

本市のコンプライアンスについて尋ねる。



茅野 勝

問 行政運営の中でコンプライアンスは職員に徹底されているのか。

答 市長

職員には、地方公務員法第32条において、職務を遂行するに当たり、法令等に従う義務が課せられています。また、条例を制定し、公正な職務の執行に努めており、研修等の機会に、法令等の遵守の徹底を図っています。

問 道路内民地、占用許可、随意・契約等のコンプライアンスは守られているのか。

答 市長

本市が管理する道路内には、多くの民有地が存在し、実態の把握や境界確認及び相続調査等の課題があることから、解決までに相当

の時間と経費を要し、一定期間で処理することとは困難な状況です。で、可能な限り整理に努めています。また、占用許可、契約に関する事務は、関係法令に基づいて行い、適切な処理に努めています。

問 第2西部露天の埋戻しはその後どのような指導されているのか。

答 市長

現在の土砂埋立ては、福岡県知事による許可に基づき行われ、事業者への指導は、埋立許可の内容とは異なる状況を確認した場合は、許可権者である県に、状況を伝え、指導を要請しています。また、県との協議経過を踏まえ、本市からも事業者に報告を求め、必要な指導を行っています。

人事評価制度について尋ねる。

問 人事評価制度の今後の運営と行政運営の中でどのように反映させていくのか。

答 市長

人事評価制度は、改正された地方公務員法において、人事評価を任用等の人事管理の基礎として活用するものと規定されています。本市は、全職員を対象に人事評価を実施し、今年度、一部の管理職の昇任の際の基礎資料として活用し、その後、他の職階への昇任等を含めた人事管理上の基礎資料として活用するため、段階的な拡充を図り、公正な制度の構築に努めています。

この他、「国民健康保険について尋ねる。」として、「今後の国保運営はどのような方法で運営していくのか。」との質問がありました。

子どものスマートフォン・インターネット・ゲームなどの使用実態と問題点を問う。



中島 健三

問 子どものスマートフォン・インターネットなどでの現状の被害と予測可能な被害状況はどう把握されているか。

答 教育長

現状の被害は、ライン等を利用して個人情報を送付した事案や、不適切な言葉を使ったことによるトラブルが発生しています。スマートフォン等の使用による問題は、交友関係のトラブル、長時間使用に伴う睡眠不足、生活習慣の乱れといった問題のほか、有害サイトへアクセスしたことにより、個人情報流出、脅迫、架空請求等の犯罪に巻き込まれる可能性もあると認識しています。これらの対策は、昨年、児童生徒が考え話し合いを行い、スマート

フォン等を使う際の約束を決め、これを親子で守るケータイ・スマホ・ゲームの約束として共同宣言を行いました。

市庁舎建設の諸課題を問う。

問 これまでの経過を問う。(建設予定地)

答 市長

合併に向けて策定した新市建設計画の中で、旧宮田町役場周辺地域を中心拠点、旧若宮町役場周辺地域を地区拠点として位置付け、平成25年12月議会において新市庁舎整備を追加する等の新市建設計画の変更について議決をもらいました。その後、新市建設計画及び第1次総合計画に基づく中心拠点の整備方針を検討するため、平成26年度に中心拠点整備基本構想を策定し、本年度、市民アンケート調査を踏まえ、市議会の中心拠点施設整備調査特別委員

会や中心拠点整備推進協議会の意見等を聞きながら、中心拠点整備基本計画を策定しました。

なお、中心拠点整備に関する課題は、建物の安全確保の緊急性や庁舎機能の更新、周辺からのアクセス性の問題等の課題があり、特に市庁舎前面にある都市計画道路宮田・本白線の整備は、引き続き県に整備を要請していくとともに、課題を踏まえながら、新庁舎の整備に向けた取組を進めています。

この他、「市制施行10周年の記念事業の成果を問う。」として、「レインボーカンパニー公演の入場者数。」「レインボーカンパニー公演の市民の評価はどうか。」「10周年若市誌への取組の意思はあるのか。」「10周年記念行事の来賓の方々への対応はどうだったのか。」との質問がありました。

宮若市政務活動費の交付に関する 条例の廃止が可決されました。

3月1日の本会議において、議会運営委員会より委員会提出議案として「宮若市議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について」が提出され、全員賛成で可決されました。内容は、今定例会に執行部より提案された「宮若市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されたことにより、議員報酬が月額3万円増額になったことを鑑み、市議会としても、議会費の抑制に努めるべく、自ら削減できる支出を早急に削減すべきであると考え、年額24万円交付されておりました政務活動費を廃止するものです。

市議会を傍聴してみませんか。

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。 <http://kaigidb.city.miyawaka.lg.jp/dsweb.exe/>

次回の定例会は **6月6日(月)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程につきましては、日程が決まり次第、宮若市のホームページ、宮若市役所本庁及び若宮総合支所に掲示します。

※小さなお子さんをお連れの方は議事堂への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

本会議をネット配信(録画放送)しています。

宮若市ホームページ
<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>

市議会

『議会中継』よりアクセスください

パソコン・スマートフォン・タブレットからいつでも、どこからでも視聴できます!

ながらスマホはやめましょう。



各小学校の入学式



参加しませんか。

平成20年度より行っている、宮若市の中学生と韓国晋州東(チンジュドン)中学生との国際交流事業を今年度も実施します。市内の両中学校に申込用紙を配付します。

- 日 程 平成28年7月下旬もしくは、8月上旬
- 場 所 九州北部(予定)
- 参加資格 宮若市内中学生(宿泊を含み3日間を共に行動できる方)
- 募集人数 20人(男子10人、女子10人)
※応募者多数の場合は、地域等を考慮しながら主催者側で調整します。
- 参加費 15,000円(交通費、宿泊費、食事、保険料等含む)
- 締め切り 平成28年5月20日(金)までに申し込みください。



編集後記

新緑の季節がやってきました。新たな旅立ちの時期も終わり、少しずつ街に落ち着きが戻りつつある今日この頃、我々としても本市の発展をさらに進めていきたいと決意を新たにいたしました。

さて、ご存じの方もいると思いますが、本市議会では昨年の12月議会より本会議のインターネット中継を開始しています。3月議会では、予算審査特別委員会の全体会も試行的にインターネットにより中継しました。

今後は、より開かれた議会を目指し、市民の皆さんにより身近に感じてもらえるよう調査、研究をさらに進めていきたいと考えています。

茅野 勝

議会広報調査特別委員会

- 委員長 安河英幸
- 副委員長 茅野誠勝
- 委員 川口喜久雄
- 委員 神谷喜久雄
- 委員 萩本正房
- 委員 染矢正房
- 委員 吉崎順一